

(平成 24 年度第 10 回環境影響評価審査会資料)

那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価準備書について

(1) 事業概要	1
(2) 環境アセスメントに関する流れ	6

那覇空港滑走路増設事業の概要

- 1 事業名 那覇空港滑走路増設事業
- 2 事業者名 《埋立事業》 内閣府沖縄総合事務局長 樋谷裕司
 《飛行場事業》 国土交通省大阪航空局長 福内直之
- 3 事業場所 那覇空港沖合地先
 《埋立事業》 那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面
 《飛行場事業》 那覇市字大嶺
 那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面

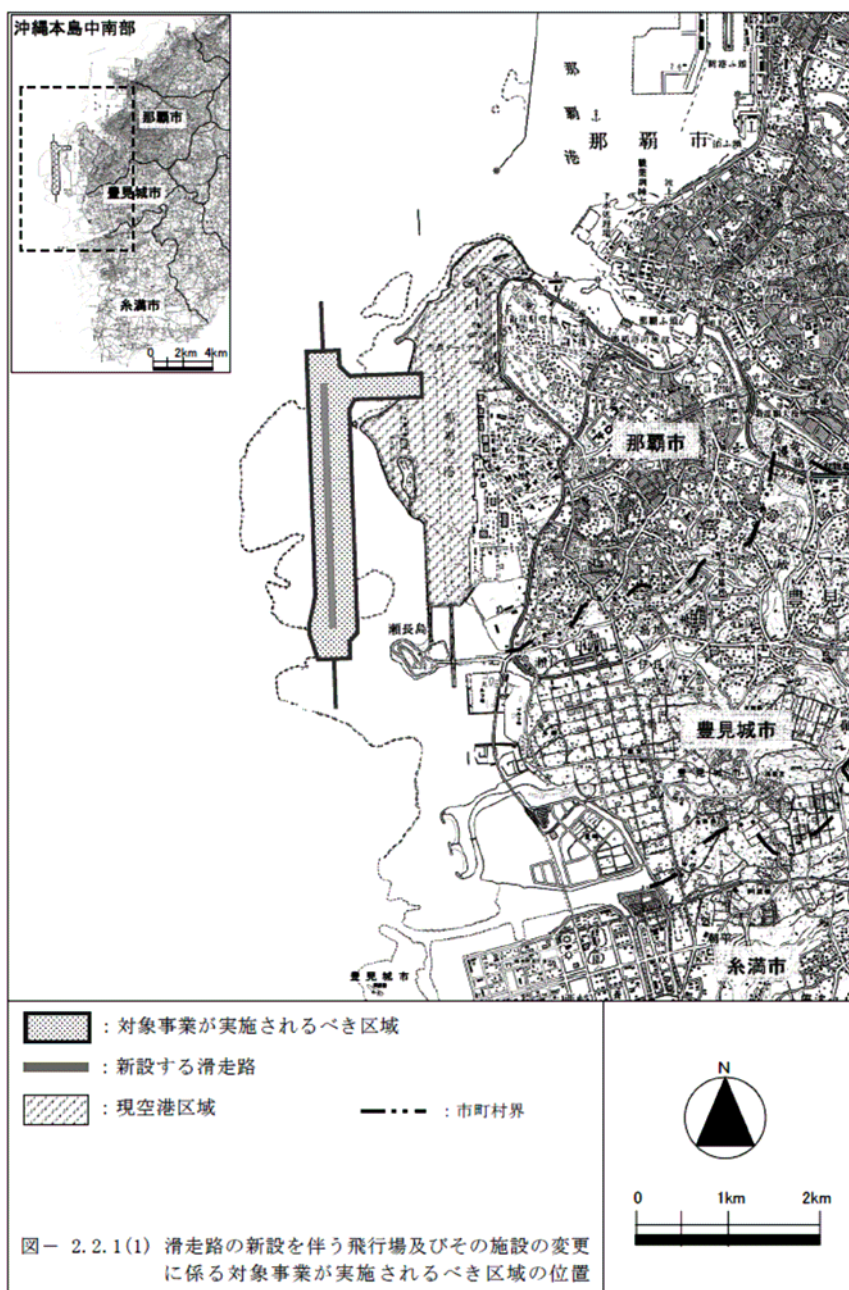


図- 2.2.1(1) 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更に係る対象事業が実施されるべき区域の位置

4 事業概要

(1) 種類 国管理空港（空港法第5条。旧第二種空港に該当）

(2) 事業規模 《埋立事業》 埋立面積：約160 ha 法対象事業
対象事業の種類：公有水面の埋立

《飛行場事業》 滑走路長：2,700m（幅：60m） 法対象事業
対象事業の種類：滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更

(3) 予定する航空機の種類 大型・中型・小型ジェット機、プロペラ機 等

種類	発着回数 ^{※1}	具体的機種（予測の条件で提示）
大型ジェット機	約 61回/日	B747、B773、B772、A333、A332
中型ジェット機	約 64回/日	B767
小型ジェット機	約217回/日	
民航機	約215回/日	B734、B735、B737、B738、A320、A319、A321
その他 ^{※2}	約 2回/日	B737、F900
プロペラ機	約 32回/日	
民航機	約 26回/日	DH8C、DH8A、BN2P
その他 ^{※2}	約 6回/日	DH8C、C206、BN2P、PA27
回転翼機 ^{※2}	約 8回/日	A109、A139、AS50、AS55、AS65、EC35
自衛隊機	約29,600回/年	F15、F4、T4、他19機種

※1）平成42年度における予測発着回数

※2）その他、回転翼機：沖縄県警察、海上保安庁、沖縄総合事務局

(6) 埋立用材 土量：約10,554千 m³

埋立用材	必要量（千 m ³ ）	備考
購入砂	2,355	県内を想定
岩ズリ	3,799	
公共残土	1,200	
浚渫土	1,500	事業実施区域浚渫箇所
空港事業残土	200	空港施設内
高炉水砕スラグ	1,500	九州を想定
合計	10,554	

(5) 工事期間 7年間（供用開始予定年は示されていない）

5 経緯

(1) 建設位置選定の経緯

ア 平成13年度に沖縄県企画開発部により、那覇空港沖合展開事業、与根漁港の整備事業、また、瀬長島や那覇市の市街化調整区域に係わる開発計画が検討されており、那覇空港周辺地域の環境状況を把握する必要があるとして、「那覇空港周辺地域現況調査」が実施された。当該調査の中で、那覇空港沖合展開事業については、4案が検討された。

イ その後、沖縄県企画開発部、沖縄総合事務局開発建設部、国土交通省大阪航空局の3者により那覇空港調査連絡調整会議が設置され、平成17年度よりPI(パブリックインボルブメント)が行われた。

ウ 平成20年に構想段階に係るPIが行われ、現滑走路より1,310m離れた案と、850m離れた案が示された。PIの結果、1,310m離れた案について肯定的な意見が多数を占めたことから、平成21年3月27日の那覇空港構想・施設計画検討協議会において、1,310m案が妥当であるとして、位置が決定された。

(2) 環境影響評価の手続の経緯

※当該事業に係る図書は、飛行場事業と埋立事業に係る図書を併せて作成している。

(法第5条第2項)

《方法書に係る手続》

平成22年 7月29日	方法書の県への送付 (※)
8月 2日	公告・縦覧 (～9月1日)
9月15日	住民等意見の事業者への提出期限
9月24日	審査会への諮問 審査会 (事業者からの説明)
9月28日	住民等意見概要書の県への送付 (→知事意見の提出期限：平成22年12月27日)
9月29日	関係市長への意見照会
10月 8日	審査会委員による現地視察 (陸域・干潟域)
11月12日	審査会委員による現地視察 (海域)
11月16日	審査会 (審議)
12月 9日	那覇市長から県への意見提出 豊見城市長から県への意見提出
12月10日	審査会 (答申案の審議)
12月17日	審査会からの答申 (35項目217件)
12月20日	糸満市長から県への意見提出
12月27日	方法書に対する知事意見 (36項目238件)

《準備書に係る手続》

平成24年 9月27日	準備書の県への送付
9月28日	準備書の公告・縦覧（～10月29日）
10月 9日	那覇市住民説明会
10月10日	浦添市住民説明会
10月15日	豊見城市住民説明会
10月16日	糸満市住民説明会
11月12日	住民等の意見提出期限
11月29日	住民等の意見概要及び事業者見解の県への送付 （→知事意見の提出期限：平成25年 3月29日（金））
12月 6日	関係市長への意見照会
12月14日	審査会委員による現地視察（陸域・干潟域） 審査会への諮問及び審査会（事業者からの説明）
平成25年 1月25日	審査会（審議）
2月 8日	関係市長から県への意見提出期限 審査会（答申案の審議）（予定） （未定）審査会からの答申
3月29日	知事意見提出期限

6 今後の手続

(1) 環境影響評価の手続

《評価書に係る手続》

○飛行場事業に係る手続

①国土交通大臣への評価書の送付

※航空法に基づく国土交通大臣の設置許可が必要

②環境大臣から国土交通大臣への意見（免許等権者の照会日から45日以内）

③国土交通大臣の意見（評価書の送付日から90日以内）

○埋立事業に係る手続

①免許等権者への評価書の送付

※免許等権者：港湾区域外→知事（土木建築部海岸防災課）

港湾区域内→那覇港湾管理者（知事）

※1)埋立海域は、一部、那覇港湾区域を含む。そのため、評価書について意見を述べる免許等権者は、上記のとおり。

※2)港湾法第58条により、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立に係る埋立地については、公有水面埋立法の規定による知事の職権は、港湾管理者の長が行う。

②環境大臣の意見聴取

※ H23.4月の法改正により、地方公共団体が免許等権者の場合にも環境大臣の意見を聴くことができる規定が設けられた（H25.4.1施行）。

③免許等権者の意見（評価書の送付日から90日以内）

※法対象事業であるため、埋立事業に係る評価書は審査会への諮問はない。

(2) 環境影響評価の手続後の手続

環境影響評価の手続後には、許認可等に係る手続が必要

《埋立事業》→ 公有水面埋立法に基づく埋立承認手続が必要：知事の埋立承認

《飛行場事業》→ 航空法に基づく飛行場の設置許可：国土交通大臣の許可

那覇空港滑走路増設事業の環境アセスメントに関する流れ

